

千葉市下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月14日

千葉市長 神谷 俊一

千葉県規則第60号

千葉県下水道事業会計規則の一部を改正する規則

千葉県下水道事業会計規則（平成8年千葉県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第32条中「納付しようとする出納取扱金融機関等の店舗が加入している手形交換所の交換取扱地域(当該交換取扱地域と同一日に交換決済できる他の手形交換所の交換取扱地域を含む。)」を「全国の区域」に改める。

第45条第3項中「債権者の住所、氏名、請求金額及び請求年月日の記載があり、」を削り、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、債権者が発行したものであることを支出命令者が確認できる場合は、この限りでない。

第45条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、同条第6項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項」を「第3項本文」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前項」を「第3項本文」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 請求書が代表又は代理人名義のものであるときは、その資格権限の表示がなければならない。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。ただし、第32条の改正規定は、公布の日から施行する。